

## 船舶事故調査報告書

令和元年12月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

<b>事故種類</b>	のり養殖施設損傷
<b>発生日時</b>	令和元年5月5日 08時55分ごろ
<b>発生場所</b>	兵庫県明石市魚住町南方沖 江井ヶ島港西防波堤灯台から真方位268° 1,800m付近 (概位 北緯34°40.4' 東経134°53.5')
<b>事故の概要</b>	プレジャーボート浪正丸は、航行中、のり養殖施設に乗り入れ、養殖区画のロープを切断した。
<b>事故調査の経過</b>	令和元年5月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
<b>事実情報</b>	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 浪正丸、13トン
船舶番号、船舶所有者等	260-29619 大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 養殖区画のロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、魚住町南方沖を航行中、のり養殖施設に乗り入れ、機関が停止した。 船長は、のり網が撤去されていたので、養殖区画のロープも存在していないと思っていたが、本事故後、付近に同区画を示す浮標を確認した。
分析	本船は、航行中、船長が、のり網が撤去されており、のり養殖区画のロープも存在していないと思い、航行を続けたことから、のり養殖施設に乗り入れ、同施設のロープを切断したものと推定される。
原因	本事故は、本船が、航行中、船長が、のり網が撤去されており、のり養殖区画のロープも存在していないと思い、航行を続けたため、のり養殖施設に乗り入れたことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に漁業協同組合に確認するなど航行予定海域の水路調査を十分行い、養殖施設の設置区域、標識灯等の位置を把握しておくこと。</li> <li>・養殖施設の設置区域付近を航行する場合は、標識灯等を見落とさないようにするとともに、十分に距離を隔てて航行すること。</li> </ul>